

湖西市農業委員会議事録（7月）

招 集 年 月 日	令和 5 年 7 月 14 日 (金)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	7 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	7 月 14 日(金) 午後 2 時 37 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 13 名 (欠席 1 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	▲				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	4 番	池田 雅美				12 番	柴田 克芳			
職務のため出席 した者の職氏名	局 長	工藤 崇裕				次 長	吉田 善行			
	副主任	朝倉 麻貴								
会 議 に 付 し た 事 件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 25 号 非農地証明願について 議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 21 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 5 年 7 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 10 番の山本晴夫委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 13 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いいたします。

会 長

みなさんこんにちは。大変暑い中お集まりいただきありがとうございます。雨がふるか酷暑かどちらかの日で、熱中症に十分お気を付けいただければと思います。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 7 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長をお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 4 番の池田雅美委員と 12 番の柴田克芳委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は5件です。

申請番号19番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号19番及び図面のNo.1です。申請地は、[]から[]に位置する農地で、今回譲渡人との間で交換について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、6947 m²の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後は、花類を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。柴田委員、説明をお願いします。

柴田委員

7月6日に小原推進委員と現地確認を行いました。ここにつきましては、既に耕作されておりまして、東側に道路、西側に水路のようになっている、南側は民家、北側は自分の土地になっています。これまでの延長線でやっているものですから特に問題ないと判断しています。以上です。

事務局

申請番号20番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号20番及び図面のNo.2です。申請地は、[]から[]に位置する農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、12844 m²の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後はみかんを栽培及び進入路として使用する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。石田浩章委員、説明をお願いします。

石田委員

7月5日に三浦推進委員と現地確認に行きました。申請地は国道南側の畑で、現在は何も栽培されていませんが、用地習得後は申請者の畑への進入路とみかんを栽培する予定です。また、周辺農地への影響も特に問題ないかと思われます。以上です。

事務局

申請番号21番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号21及

び図面の No. 3 です。申請地は、[] から [] と [] に位置する 2 箇所の農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で 43524 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後はみかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。鈴木委員、説明をお願いします。

鈴木委員 7月5日に佐原推進委員と現地確認に行っていました。両方の園地ともみかんが植えてありますが、雑木が生えていて、遊休農地のような状態となっております。みかん畑に戻すということですので、いろいろな面で問題ないと思います。

事務局 申請番号 22 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 22 及び図面の No. 4 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、7523.38 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後はさつまいもを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。高須委員、説明をお願いします。

高須委員 7月8日に深田推進委員と現地を確認しました。南側は畑があつて地続きになっています。東側は家があつて、北側は道路、西側は少し小高いですが空き地となっております。ここを名義を変えるということで、今南側が耕作してあつて、引き続きここも起こせばさつまいもをできるということで、水捌け等問題ないかと思いました。以上です。

事務局 申請番号 23 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 23 番及び図面の No. 5 です。申請地は、[] から [] に位置す

る農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は■■■■にお住まいの方で、4896 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても、さつまいも等を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。内山会長説明をお願いします。

内山委員

7 月 11 日に佐原推進委員と現地を確認、それから譲受人ともお会いして話を聞いてきました。申請地は、先ほど話がありましたとおり、■■■■の南側、過去に■■■■事業で農地開発で造成された圃場の一つでございます。現地は東側が■■■■線に接しております。西側も水田の外周の道路とこの道路 2 本に挟まれております。南側は一段高くなっておりまして大きめの畑、それから北側は畑ですけども一部に農業用倉庫が建てられております。この土地につきましては、管理休耕状態でなかなか作付けされているところを見たことはなかった、といいますのも所有者は■■■■在住の方で不在地主の状態ということで、どなたかが手を入れておられたようですが、譲受人が今まで管理していたわけではないという話でございました。この農業用倉庫のすぐ横にですね、譲受人の自己所有地も小さな土地ですがございますし、譲受人の自宅からも 1 分か 2 分かからないくらいの非常に近距離ということで、今回 3 条で移転することによって、今後有効に利用されることが期待されるのではないかと考えております。以上でございます。

事務局

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 23 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案書の修正があります。資料 4 ページをご覧ください。申請番号 23 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。また、申請番号 25 番について、転用の詳細に普通車 72 台との記載がありますが、70 台に訂正されました。農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 22 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 22 番、図面の No.6 です。この度、住宅の建て替えに伴い、既存の離れ・車庫が農地に越境していたことが判明したため是正の申請に及んだものです。申請地は、 から のところに位置し、宅地や山林等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅 1 棟 89.00 m²、離れ、車庫 36.16 m²の転用となっており、全体の敷地に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は合併処理浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められること、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

現地の確認をして、農地となっている部分に倉庫が建てられているんですね、その前にコンクリートが張られていて駐車場形態になっています。審議内容は妥当だと思われます。以上です。

事務局

申請番号 24 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 24 番、図面は No.8 です。申請者は不動産業を営む方で、この度資材置場を設けるための申請に及んだものです。申請地は から

■のところに位置し、県道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 1757 m²に不動産業に伴う建設・造成用資材置場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、沈砂池設置及び雨水浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員 7月9日に藤下推進委員と現地を見に行ってきました。ここは耕作がなにもされていない土地で、荒れ放題ではありませんが放棄地のような状態です。西側に宅地と雑木林のような山林、北側も同様に山林です。東側は畑、南側は一部宅地と道路ということで、周りの農地は東側だけですので、そこにおける影響はないと思います。以上です。

事務局 申請番号 25 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 25 番、図面は No. 9 です。譲受人は貸駐車場経営をする者でこの度、駐車場を増設するための申請に及んだものです。申請地は、■から■のところに位置し、山林や宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は 2871 m²の土地に■の従業員用 70 台分の駐車場を設置する計画であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。また、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させる予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。高須委員補足説明をお願いします。

高須委員 7月8日に深田推進委員と現地を確認しました。この該当の箇所は2か月前に一度申請がありましたが、その時に見たときにそこに小川が流れておりまして、■に行くまでに小さな橋がありまして、3m幅の1台がや

つと通れるくらいの規模の。この駐車場をやるときにこの橋を使ってそのまま出入りする計画になっていたものですから、危ないし危険だしということで、今回駐車場の一番端のところに6m幅の専用の乗り入れ口を作ることになりましたので、70 台の乗り入れがそれでできるようになるということと、あと現地ですけれども、西側が道路、東と北と南がもともと田んぼですけれども原野というか雑草が生い茂っているところで、今回小川の東側を整地して駐車場にしてということができていますので、周りへの影響はないかというところで現地を確認してきました。以上です。

事務局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 24 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 25 号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。

申請番号 3 番について説明します。議案書の 6 ページ、番号 3 番、図面の No. 10、別添資料 1 をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの菅沼さんです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置します。現状は公衆用道路で非農地となった経緯は、昭和 50 年 1 月 30 日以前より近隣住民含め、道路として使用しており現在に至るとのことです。つきましては、非農地証明の基準である、「住宅等への進入道路その他日常生活上必要不可欠な通路として使用しているものであり、かつ、転用後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。菅沼委員、

補足説明をお願いします。

菅沼委員

昨日に伊藤推進委員と現地確認を行いました。というのも常に見ているような場所ですけども。ご存知の方もいると思いますが、
のところから西へ入る道のところです。現在
に変わっております。申請者のおじいさんが
の村中に家があったんですけども、昭和 50 年くらいに田んぼだったところを埋めてそちらに家を建てて、その区域に家を建てたのも早い方だったと思います。現在のように奥にアパートができたり住宅ができてという経緯で昔はここまでの幅がなかったと思うんですけども、みなさんがこう点々と来るにつれて道幅がほしくなって現在に至っているのではないかと思います。住まれていた家も少し前に壊しまして、売り土地にしたので、余計にその区割りもしっかりしたかったのではないかということと、司法書士ということもあってしっかり手続きをしたのではないかと考えております。現状生活道路としてみなさん使われておりますので、畑に戻すことはできないので、非農地証明について妥当かと思います。以上です。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 25 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 8 ページをご覧ください。公告予定が 7 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 4 筆あります。県の農業振興公社が 1190 m²の農地を 2 名の農地所

有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]に本社を置く[REDACTED]
に分配を予定するものです。説明は以上です。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第26号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。報告事項第21号について、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が7件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長) ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、8月17日(木)午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

(その他連絡事項)

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 37 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 池 田 雅 美

委 員 柴 田 克 芳

